

〔別紙〕

様式1

## 事業報告書

(自 令和6年10月 1日 至 令和7年 9月30)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 長田医院
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1030
- (3) 設立認可年月日 平成 4年 9月24日
- (4) 設立登記年月日 平成 4年10月 1日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関 コード	開設場所	許可病床数
診療所	長田医院	1422029	長崎県雲仙市瑞穂 町伊福乙1030	一般病床 0床
				療養病床 0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年11月25日 令和5年度決算の決定

令和6年11月25日 剰余金処分

法人名 医療法人 長田医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1030

貸借対照表

(令和 7年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	38,154	I 流動負債	512
II 固定資産	0	II 固定負債	0
1 有形固定資産	0	負債合計	512
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	0	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	27,641
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	37,641
資産合計	38,154	負債・純資産合計	38,154

法人名 医療法人、長田医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1030

損 益 計 算 書

(自 令和 6年10月 1日 至 令和 7年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	36,352
2 事業費用	47,135
本来業務事業損失	10,783
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	10,783
II 事業外収益	332
III 事業外費用	275
経常損失	10,725
IV 特別利益	423
V 特別損失	764
税引前当期純損失	11,067
法人税等	71
当期純損失	11,138

様式 2

法人名 医療法人 長田医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県雲仙市瑞穂町伊福乙1030

財 産 目 録

(令和 7年 9月30日現在)

1. 資 産 額	38,154 千円
2. 負 債 額	512 千円
3. 純 資 産 額	37,641 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	38,154
B 固 定 資 産	0
C 資 産 合 計 (A + B)	38,154
D 負 債 合 計	512
E 純 資 産 (C - D)	37,641

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )  
 建 物 (  法人所有  賃借  部分的に法人所有 (部分的に賃借) )

様式 5

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 長田医院

理事長 長田 リエ子 殿

私は、医療法人長田医院の令和5会計年度（令和6年10月1日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月25日

医療法人 長田医院

監事 長田 佐知子